都のコロナ時短命令は違法、賠償請求は認めず 東京地裁

#事件・司法

2022/5/17 2:00 [有料会員限定]

判決後に記者会見するグローバルダイニングの長谷川社長（中央）ら=16日午後、東京都千代田区

新型コロナウイルス対策の改正特別措置法に基づき、東京都が出した営業時間短縮命令は違法などとして、飲食チェーンのグローバルダイニングが都に損害賠償を求めた訴訟の判決が16日、東京地裁であった。松田典浩裁判長は命令を出す必要があったとは認められず、都の命令を違法と判断した。一方で、知事の過失責任は否定し、同社側の賠償請求は棄却した。

【関連記事】大阪府、140店舗に時短命令 「丁寧な対応を尽くす」

時短命令の妥当性を巡る司法判断は初めて。判決は命令発出に関する「合理的な説明」の有無を重視した。今後、行政が時短命令を出す場合、より慎重な運用を求めた司法判断といえる。行政による発出の判断にも影響を与える可能性がある。

原告側は判決を不服として即日控訴した。

訴訟では都が2021年3月に特措法に基づき出した午後8時までの時短命令の違法性が最大の争点となった。

判決はまず、特措法の規定が、命令を発出できる要件を①時短要請に応じない②特に必要があると認められる――場合に限定していることに言及。運用は「慎重であるべきだ」として、「不利益処分がやむを得ないといえる個別の事情が必要」という判断の枠組みを示した。

そのうえで、グローバルダイニングに出された命令がこの枠組みに合致するかを具体的に検討した。同社の店舗が換気や消毒などの対策を取っていたことや、命令が出た時点で都内で2000店余りが要請に応じず夜間営業を継続していた点を踏まえ、「同社の店舗の夜間営業が感染リスクを高めていたと認める根拠がない」とした。

当時の感染状況にも目を向けた。命令が出たのは感染「第3波」の終盤に当たる3月18日。都内の新規感染者数は約320人と緊急事態宣言が出された1月上旬の約8分の1で、3月21日の宣言解除が既に決まっていた。

判決は「4日間しか効力が生じない命令をあえて発出した必要性について、合理的な説明はなく、命令を行う考え方や基準についても公平性の観点から説明がなかった」として、命令は特措法の要件を満たさず違法との結論を導いた。

都側は「上場企業である同社の社会的影響力は大きく、他店の営業継続を誘発する恐れがあった」と主張していたが、判決は「意見表明にとどまり、触発されて夜間営業を継続した飲食店もない」と退けた。

地裁は続いて、賠償責任について検討した。当時は専門家が一様に命令は必要だと認めていたほか、特措法に基づく最初の命令で参照すべき先例がなかったことなどから、知事の命令発出に過失はなかったとして賠償責任は否定した。

狙い撃ちされたとする同社側の主張についても「命令を受けたのは原告だけではない」として認めなかった。

判決によると、都は21年3月、時短要請に応じなかった飲食店27店舗に対し、特措法に基づいて全国で初めての時短命令を出し、午後8時以降の営業停止を命じた。うち26店舗がグローバルダイニングの運営店舗で、同社は命令を受けて営業時間を短縮後、提訴した。

命令規定は合憲、「不合理と言えず」

新型コロナウイルス対策の特別措置法は、都道府県知事が感染症のまん延を防止するため、飲食店などに営業時間の短縮や休業を要請できると規定している。正当な理由なく応じなかった場合、時短などに従うことを命令できる。

今回の訴訟では、この時短命令が「営業の自由」を認めた憲法に違反するかどうかも争点となった。

東京地裁は16日の判決で、時短命令の規定について「特措法の目的に照らして不合理な手段であるとはいえない」と判断した。感染対策と社会経済活動の両立が課題となるなか、時短命令自体は営業の自由の侵害に当たらず、合憲とした。

グローバルダイニングの長谷川耕造社長は判決後、都内で記者会見し「正当な理由無く命令が出たことは認めてもらった」と一定の評価をしつつ、「75%は主張が受け入れられたが、なぜすべて受け入れてくれなかったのか」と悔しさをにじませた。

小池百合子都知事は判決を受け、「命令は専門家から妥当との意見を得て、国とも情報を共有しつつ発出したもので、都としては感染防止対策上、必要かつ適正なものであったと認識している」とのコメントを出した。

明治大の木村俊介専任教授（行政法）の話 判決は新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき時短要請に従うよう命令する場合、飲食店など事業者側に「不利益処分を課してもやむを得ない程度の個別の事情が必要」と明示した。行政としては今後、相手側の事情を鑑み、慎重な判断が求められることになる。

特措法は経済や生活への影響を抑えつつ、感染対策を講じるとしている。判決が確定すれば、行政機関が指示権を行使する際、明確な行政基準に基づいた対応が求められる。知見を蓄積し、よりきめ細かく要請・指示する態勢を整える必要がある。

専修大の棟居快行教授（憲法学）の話 グローバルダイニングの問題意識を一部認める一方、東京都側の過失はなく、賠償は不要とした「痛み分け」の結論だ。営業時間短縮命令の適用には、単に人が集まって危ないというだけではだめで、「3密」の発生など感染拡大との因果関係を示す具体的な理由が必要だとした点は重要だ。

新型コロナウイルスの新たな流行の波や新しい感染症に備えるため、どういった制度が望ましいかを検討する際、参考になる。〔共同〕